

I 名勝 川平湾及び於茂登岳 望ましい将来像・基本方針

1 望ましい将来像

－ 伝統的な風致景観の保護と将来に向けた地域づくりとの調和 －

川平湾の海域と於茂登岳の山容が一体となって織り成なす比類の無い美しい風景の維持、地域社会における伝統や祭祀の継承、今日的な自然生態系の保護のほか、地域住民や来訪者がその価値を豊かに享受できるようにすることによって、保存と活用の調和を実現していく。

2 基本方針

(1) 優れた風致景観の保護

名勝川平湾及び於茂登岳の本質的価値を構成する要素の特性や関係性を損なう行為は、原則として認めない。特に、川平湾の海浜や於茂登岳及び前嵩の山岳景観に影響を及ぼすおそれのある地形の変更、木竹の伐採、指定地内において自然生態系の劣化、生物多様性の低下につながる行為は許容しない。

(2) 価値と現状に応じた地区区分

名勝の各構成要素のみならず、それらの均衡ある全体像を適切に保存管理するために、指定地内の特性を十分考慮した地区区分を行う。また、地区ごとに現状変更等の取り扱いに関する基準を定めることにより、適切な保存管理の徹底を図る。

(3) 多様な活用方策の展開

本名勝の本質的価値を適切に保存することを前提とした上で、市民や来訪者が優れた風致景観を楽しみながら地域の自然や歴史、文化に触れ、学習する場とするための活用を進める。また、自然体験型観光やエコツーリズムに資する地域資源として適切な活用を図る。さらに、本名勝を構成する諸要素の価値をより深く追求するための調査研究を推進し、その成果を教育や文化・観光の振興に広く活用する。

(4) 情報発信と安全管理

本名勝の本質的価値を適切に保存しつつ、市民や来訪者に本名勝の魅力を分かりやすく伝えるとともに広く発信するため、構成要素の理解を助ける手段を講じる。また、来訪者が安全に活用するために必要な措置を行う。

(5) 関係者間の連携体制の構築

本名勝における今日的な課題について問題意識を共有し、適切な保存管理を推進するために、関係機関や地権者等との情報共有や事業調整を図る連携体制を構築する。また、周辺地も含めた活用を推進するために、地域住民や事業者、市民団体、学識経験者等、幅広い関係者との連携体制を強化する。

II 保存管理の方向性

本名勝の本質的価値を構成する要素の特性や関係性を損なう行為は、原則として認めない。特に、川平湾の海浜や於茂登岳及び前嵩の山岳景観に影響を及ぼすおそれのある地形の変更、木竹の伐採、指定地内において自然生態系の劣化、生物多様性の低下につながる行為は許容しない。ただし、公益上必要欠くことのできない施設等の管理に係る行為や、名勝の適正な活用のための措置、天然記念物の保護増殖等に必要な措置、学術研究及び教育上必要な調査等に係る現状変更等については、その必要性や行為の方法、程度等を十分検討した上で、名勝に影響を及ぼさない範囲で許可する。

III 保存管理の方法

本名勝の本質的価値を後世に継承していくため、その本質的価値を主軸に、指定地内の自然的要素及び人文的要素の分布状況に応じ地区区分を行い、地区ごとに現状変更等の取り扱いに関する基準を定めることにより、適切な保存管理の徹底を図る。

IV 現状変更等の取扱

1 地区区分と各地区の特性

平成13年3月策定の保存管理計画では、指定地を特別保護地区(A地区)、第1種保護地区(B地区)、第2種保護地区(C地区)の3地区に分け、さらに追加指定が必要な区域として周辺地区(D地区)を加えた4つの保護地区に区分し、現状変更等の取扱基準を定めていた。

本計画では、平成27年及び28年の追加指定により指定範囲が大幅に拡大したことを踏まえ、指定地内の特性を考慮し、**特別保護地区(A地区)**、**第1種保護地区(B地区)**、**第2種保護地区(C地区)**の3つに区分をあらためた。各地区の内容は、以下のとおりである。

(1) 特別保護地区(A地区)

川平湾の水面域や湾内に浮かぶ島嶼群、於茂登岳及び前嵩の山岳部は、本名勝の核となる海浜景観や山岳景観を保全している地域である。当該地区の森林の大半は、西表石垣国立公園の特別保護地区及び第1種・第2種特別地域に区分されているほか保安林の指定を受けており、旧来の植生や自然環境が良好に維持されている。

(2) 第1種保護地区(B地区)

旧来の植生からは変化している森林も含むが、名勝の核となる特別保護区の周辺に位地し、於茂登岳や前嵩の山並みの景観保全上、重要な地区である。当該地区の大半は、西表石垣国立公園の第3種特別地域に区分されている。

(3) 第2種保護地区(C地区)

名勝の辺縁部にあたり、造林用地、その他事業用地(道路・公園・駐車場・かんがい施設等)として利用されてきた区域を含むものの、名勝の核となる区域と連続性のある景観や自然環境を有し、良好な景観形成のため保全を図る必要がある地区である。当該地区は一部を除き、西表石垣国立公園の区域外である。

2 地区ごとの現状変更等の取扱基準

(1) 特別保護地区（A地区）

名勝の中核となる川平湾の海浜景観や於茂登岳などの山岳景観及びその自然環境を重点的に保護するため、次に掲げる現状変更等は、原則として認めない。

- ① 地形の変更
 - ア. 海岸における地形の変更
 - イ. 土地の造成又は土地の開墾、その他、土地の形状の変更
- ② 木竹の伐採。ただし、森林施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（各県知事あて国立公園部長通達、昭和34年11月9日公布、国発643号）の規定を踏まえ、個別に協議を行う。
- ③ 動植物の採取。ただし、在来の野生生物や自然環境に影響を及ぼす外来の動植物（以下「外来生物」という。）や有害鳥獣については、この限りではない。
- ④ 外来生物の放出、植栽、播種
- ⑤ 鉱物の採掘又は土石の採取
- ⑥ 建築物その他の工作物（以下「建造物等」という。）の新築（新設）、増築（増設）、改築（改修）及びそれらの色彩の変更。ただし、公益上必要と認められる建造物等については、個別に協議を行う。
- ⑦ 道路の新設又は拡幅等の改修。ただし、指定地内の私有地及び貸付地への通行や、生活に必要な欠くことのできない道路（以下「生活道路」という。）については、個別に協議を行う。
- ⑧ 屋外広告物その他これに類するもの（以下「広告物等」という。）の掲出又は広告物等の建築物等への表示。ただし、公益上必要と認められる広告物等については、個別に協議を行う。
- ⑨ 船舶の係留等に欠くことのできない最小限の施設以外の揚場及び乗船場等の施設の設置
- ⑩ 防災以外の目的を有する護岸の整備
- ⑪ 河川等の水位又は水量に増減を及ぼすような行為
- ⑫ その他、赤土の流出等、周辺海域の水質に影響を及ぼす可能性のある行為
- ⑬ 水（海）面の埋立て又は干拓
- ⑭ 火入れ又はたき火をすること
- ⑮ 屋外における物の集積又は貯蔵
- ⑯ その他、名勝としての価値の保持に支障をきたす行為

(2) 第1種保護地区（B地区）

A地区と一体的な景観を形成している重要な地区で、原則として次に掲げる現状変更等は認めない。

- ① 土地の造成又は土地の開墾、その他、土地の形状の変更
- ② 木竹の伐採。ただし、森林施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（各県知事あて国立公園部長通達、昭和34年11月9日公布、国発643号）の規定を踏まえ、個別に協議を行う。
- ③ 動植物の採取。ただし、外来生物や有害鳥獣については、この限りではない。
- ④ 外来生物の放出、植栽、播種
- ⑤ 鉱物の採掘又は土石の採取
- ⑥ 建造物等の新築・増築・改築、移転及びそれらの色彩の変更。ただし、公益上必要と認められる建造物等については、個別に協議を行う。
- ⑦ 道路の新設又は拡幅等の改修。ただし、指定以前に整備された市道、農道、林道（以下「既存の道路」という。）や生活道路の改修については、個別に協議を行う。
- ⑧ 広告物等の掲出又は広告物等の建築物等への表示。ただし、公益上必要と認められる広告物等については、個別に協議を行う。
- ⑨ 河川等の水位又は水量に増減を及ぼすような行為
- ⑩ その他、赤土の流出等、周辺海域の水質に影響を及ぼす可能性のある行為
- ⑪ 火入れ又はたき火をすること
- ⑫ 屋外における物の集積又は貯蔵
- ⑬ その他、名勝としての価値の保持に支障をきたす行為

(3) 第2種保護地区（C地区）

名勝の指定地全体の保全にとって重要な地区であることから、原則として次に掲げる現状変更等は認めない。

- ① 木竹の伐採。ただし、森林施業については、個別に協議を行う。
- ② 動植物の採取。ただし、外来生物や有害鳥獣については、この限りではない。
- ③ 外来生物の放出、植栽、播種
- ④ 建造物等の新築・増築・改築及びそれらの色彩の変更。ただし、公益上必要と認められる建造物等については、個別に協議を行う。
- ⑤ 広告物等のうち、以下の各項に該当するものの掲出
 - ア．規模、材料、色彩等が、周辺の景観と調和しないもの
 - イ．設置の位置、表示面の大きさが、景観の展望を妨げるもの
- ⑥ 赤土の流出等、周辺海域の水質に影響を及ぼす可能性のある行為
- ⑦ その他、名勝としての価値の保持に支障をきたす行為

3 現状変更許可の手続きが必要な行為

名勝指定範囲内において現状を変更する行為を行う際には、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官宛の申請書を提出し、その許可を得なければならない。ここでいう「現状変更等」には、名勝の現状を変更するすべての行為(軽微なものを含む。)をいう。

現状変更等を行うにあたっては、名勝の本質的価値を十分に踏まえた上で検討、実施しなければならない。事業主体者は、事前に石垣市教育委員会に相談し、必要に応じて文化庁、沖縄県教育委員会と協議を行うこととする。

本名勝において現状変更許可の対象となる行為は、次のような行為が想定される。

- (1) 公益上欠くことのできないもので、他の地域では設置の意義を失う建築物や工作物及び地下埋設物の新築(新設)、増築(増設)、改築(改修)又は除却(撤去)、仮設
- (2) 指定以前に整備された市道、農道、林道や生活道路の改修
- (3) 名勝を保存・活用する上で必要な施設の設置で、景観や環境への影響が軽微であるもの
- (4) 天然記念物の保護増殖等に必要な措置
- (5) 学術研究及び教育上必要な最小限の資料の採取
- (6) 伝統的知識や在来技術の継承のために必要な最小限の林産物の採取
- (7) 文化財等の復元、修理のため他に求めることが困難な林産物の採取

4 石垣市教育委員会において事務を処理する行為

史跡名勝天然記念物の現状変更等について、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからヲに限定列挙された行為は、都道府県又は市の教育委員会に許可権限が委譲されている。これらの行為のうち、本名勝に関係すると考えられる下記の行為については、石垣市教育委員会において事務を処理する。

- (1) 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- (2) 工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修^{※2}又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- (3) 文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- (4) 埋設されている電線、水管、下水道管その他これらに類する工作物の改修
- (5) 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- (6) 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- (7) 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

※1 階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいう。

※2 改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。

5 現状変更等の許可を必要としない行為

(1) 保存に影響を及ぼす行為について軽微である場合

- ① 植生の維持管理行為(剪定、枝払い、下草刈り、病虫害の防除措置等〔抜根を除く〕で、土地の形状の変更を伴わないもの)
- ② 建築物及び工作物の損壊等を復旧するまでの間に応急的に行われる措置
- ③ 名勝指定以前に締結された契約による貸付地の契約通りの使用
- ④ 著しい地形の変化を伴わない耕作等の既存の農業に関する行為等
- ⑤ 旧来より行われてきた遊漁行為等(他の法令で禁止されている行為を除く)
- ⑥ 森林施業における標準的な保育(下払い及びつる切り、除伐、枝打ち等)
- ⑦ 石垣市が作成した鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等

(2) 維持の措置

文化財保護委員会規則第10号(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝と天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則)第4条に規定される「維持の措置」の範囲は下記のとおりである。

- ① 名勝が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき
- ② 名勝が毀損し、又は衰亡している場合において、毀損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- ③ 名勝の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

(3) 非常災害等のために必要な応急的措置

- ① 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される窮迫の事態において執られる応急的措置
- ② 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為

6 現状変更等の取扱基準の運用上の留意点

- (1) 地区区分と地区ごとの現状変更等の取扱基準は、文化財保護法に基いて指定された名勝を適切に保存管理することを目的として、行政指導上の指針として運用されるものである。
- (2) 個別の現状変更等の取扱いについては、石垣市教育委員会が地権者及び事業主体者並びに沖縄県教育委員会及び文化庁と協議を行う。
- (3) 石垣市教育委員会は、この基準に基づき保存管理体制の徹底と適正とを期するとともに、事務処理の簡素化と迅速化を進める必要がある。また、指定地の所有者及び占有者、関係機関に、指定地の保存管理に関する基本的な考え方と現状変更等の許可基準の趣旨・内容の周知が徹底されるよう努める。
- (4) この計画は、令和2年度を基点として、その後の社会環境等の変化及び調査研究の進展に応じて必要な場合には見直しを行い、内容の充実を期することとする。

※ 石垣市教育委員会 2020「国指定名勝 川平湾及び於茂登岳 保存活用計画書」より抜粋・編集